

和昭四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則
- ◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

規則

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第一条 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の

一部を次のように改正する。

目次中「第十一 款の二 種畜場(第三百三十五条の三・第三百三十五条の四)」を「第十一 款の二 種畜場(第三百三十五条の三)第三百三十五条の五」に改める。

第六条第二項の表中

農産園芸課

食糧農産係・植物防疫係・特産係・園芸係

農産園芸課

食糧農産係・植物防疫係・そ菜特産係・果樹係

耕地課

管理係・土地改良係・開墾建設係・災害係・調査係

中海干拓室

調整係・技術係・米子分室

を に を

耕地課

管理係・土地改良係・開墾建設係・災害係・
調査係・中海干拓係

に

改める。

第九条人事課の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一
号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 事務能率に關すること。

第九条職員厚生課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一
号ずつ繰り上げる。

第十二条耕地課の項中「(中海干拓室の分掌に係るものを除く。)」
を削り、同条中海干拓室の項を削る。

第一百七条第一項の表の鳥取県米子地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係・農宮事業係・開墾建設係

を

耕地課

管理係・事業係・農宮事業係・調査係・中海
干拓係

に

改める。

第二百二十二条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二百二十三条中「、草地飼料科及び繁殖科」を「及び草地飼料科」に
改める。

第三百三十一条を次のように改める。

(内部組織)

第三百三十一条 次の表の上欄に掲げる農業講習施設に、当該下欄に掲げ
る課を置く。

鳥取県立農業経営大学校

総務課・教務課・経営課

第三百三十五条の三の表中「鳥取市」を「東伯郡赤碓町」に改める。

第三百三十五条の四の次に次の一条を加える。

(内部組織)

第三百三十五条の五 種畜場に分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県種畜場鳥取分場		鳥取市	

第一百五十七条第二項中「次長を」の下に「、課に課長補佐を」を加え
る。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第
六号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「農業技術調整員」を「農業技術調整員・専門研究員」
に、「生活改良専門技術員」を「生活改良専門技術員・主任農業改良普
及員・主任生活改良普及員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
別表第一の知事の事務部局の東京事務所の項及び同表の知事の事務部局の大阪事務所の項中

所 長

を

所 長 次 長

に改め、

同表の知事の事務部局の北九州事務所の項中

次 長

を 次 長

を 主 幹

に改め、

同表の知事の事務部局の福祉事務所の項中

係 長 査察指導員

係 長 査察指導員

身体障害者福祉司

身体障害者福祉司

精神薄弱者福祉司

精神薄弱者福祉司

福祉主任

福祉主任

同表の知事の事務部局の婦人相談所の項中

次 長

次 長

を

を

同表の知事の事務部局の病院の項中

係 長 給食主任

係 長 給食主任

を

を

同表の知事の事務部局の内職公共職業補導所の項中

次 長

次 長

を

を

同表の知事の事務部局の職業訓練所の項中

所 長

所 長

を

を

所 長 次 長

所 長 次 長

を

を

同表の知事の事務部局の地方農林振興局の項中

境港水産事務所長

境港水産事務所長

を

を

同表の知事の事務部局の農業改良普及所の項中

に改め、

同表の知事の事務部局の農業経営大学校の項中

所長
主任農業改良員
主任生活改良員
普主任生活改良員
普主任生活改良員

を
に改め、

同表の知事の事務部局の種畜場の項中

係長
主任
主任

を
に改め、

次長
庶務主任
主任

を
に改め、

同表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中

課長
課長
課長

を
に改め、

同表の監査委員事務局の項中

局長
局長
局長

を
に改め、

局長
次長
監査主任

に改め、

同表の地方労働委員会事務局の項中

次長
主任
主任

を
に改め、

別表第五の知事の事務部局の農業試験場の項中

場長
主任
主任

を
に改め、

附則
この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十二年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「場長」を「場長、専門研究員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

昭和四十二年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の六の一を次のように改める。

- 一 一等級
 - 1 試験研究機関の長の職務
 - 2 専門研究員の職務
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方農林振興局の項中

局長(人事委員会が承認したものに限り)を局長(人事委員会が承認したものに限り)に改め、

同表の知事の事務部局の農業試験場の項中

場長を場長に改め、同表中

種 畜 場	家畜保健衛生所	所長(人事委員会が承認したものに限り。)	百分の十
場 長	家畜保健衛生所	所長(人事委員会が承認したものに限り。)	百分の十

に改め、

同表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中

課 長	主 査	百分の十	次 長	課 長	百分の十五
指 導 主 査	主 査	百分の十	指 導 主 査	主 査	百分の十
社会教育主査	社会教育主査		社会教育主査	社会教育主査	

に改め、同表の監査委員事務局の項中

局 長	百分の十	局 長	百分の十五
局 長	百分の十	局 長	百分の十五

に改め、同表の地方労働委員会事務局の項中

「次長を」を「次長」に改める。
「査」を「査」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十五号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(課及び内部組織の設置)

第二条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課に内部組織として当該下欄に掲げる係を置く。

課	内 部 組 織
総 務 課	管 理 係 審 査 係
職 員 課	任 用 係 給 与 係

(課の分掌事務)

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 公印の管守に関すること。
 - 二 人事委員会の庶務に関すること。
 - 三 職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び判定に関すること。
 - 四 職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定に関すること。
 - 五 職員の公務災害補償の異議の申立てに対する審査及び裁定に関すること。
 - 六 職員団体の登録に関すること。
 - 七 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
 - 八 地方公共団体の委託に係る公平委員会の事務の処理に関すること。
 - 九 その他他課の主管に属しないこと。
- 職員課
- 一 人事行政に関する事項の調査及び人事記録の管理並びに人事に関する統計報告の作成に関すること。
 - 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度及び公務災害補償その他職員に関する制度の研究並びにその成果の作成に関すること。
 - 三 職員の競争試験及び選考に関すること。
 - 四 職階制に関する計画の立案及び実施に関すること。
 - 五 職員の給与の支払いの監理に関すること。
 - 六 職員の研修及び勤務成績の評定の総合的企画に関すること。

七 職員の分限及び懲戒の手續の実施並びに服務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十六号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の課長専決事項の欄中「（管理給与課長専決事項）」を「（総務課長専決事項）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第二号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十二年五月一日

鳥取県代表監査委員 浜 田 庄 二

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和四十二年三月鳥取県代表監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条、第五条及び第七条中「局長補佐」を「次長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十二年五月一日から施行する。